

発議第4号

令和3年9月10日

愛南町議会議長 原田 達也 殿

提出者 愛南町議会議員 吉村 直城

賛成者 同 上 中野 光博

「小山地区太陽光発電事業に係る調査特別委員会」
の調査に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項
の規定により提出します。

「小山地区太陽光発電事業に係る調査特別委員会」
の調査に関する決議

地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次のとおり「小山地区太陽光発電事業に係る調査特別委員会」の事務に関する調査を行うものとする。

記

1 調査事項

(1)小山地区太陽光発電事業に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び委員会条例第 6 条の規定により委員 6 人で構成する小山地区太陽光発電事業に係る調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項（及び同法第 98 条第 1 項）の権限を調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

小山地区太陽光発電事業に係る調査特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、30万円以内とする。

理由

平成 28 年「愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する条例」を制定。しかしながら、昨年 2 月、条例にうたわれてもいない小山地区太陽光発電事業に関する「許可取り消し」。3 月議会で「非違行為」即ち「違法行為」と認めたものの原因究明を全くしないばかりか、「弁護士に任せているので」とだんまり。

6 月議会「町に真摯に原因究明に取り組む姿勢が見えない」と、100 条委員会設置の動議を提出した。結果は否決であったものの、反対討論の中、「業者に謝罪している。工事を停止させたのは行政上の問題というよりも業者と地区の問題だ。署名は地区会計の立場での署名だ。」また、「工事停止命令は業者の聞き間違い。」と。2 人の議員は、どれだけヒアリングをされての発言だったのか。

全て行政側から聞いたことの発言。調査した結果の発言ではない。

1. なぜ、業者と地区の問題なのか。
1. 大きな行財政上の問題ではないのか。
1. 署名は、会計の立場といえど担当課長本人でしょう。
1. 工事停止命令が、業者の聞き間違いなのかヒアリングしましたか。

少なくとも、私たちはヒアリングを重ね、だからこそ議会の独立性から、行政、業者から強制力を持つ特別委員会の中で調査するべしと提案。

事実の発掘さえしていない、行政側発言の矮小化討論による否決。議会は、行政の追従機関ではありません。しっかりとした事実の調査こそ監視機能を持つ議会の役割。また、「取り消し」の発端となった通報人の人物名は、担当職員から業者に報告までされているではないか。全く町一丸での隠蔽。だからこそ、事実関係を、強制力を持つ特別委員会で調査しなければならないのです。

たとえ裁判になったとしても、事実関係は争えないはず。なぜなら、「事実関係は全く存在しない。全て町の責任。補償は誠意を持って対応する所存です。」と、公文書で回答、謝罪。また、裁判と議会は別。

すでに町民の税金は使われ始めています。事実調査、原因究明も

しないまま議会は行政の虚偽答弁、虚偽報告をじっと待つのか。

本事件、行財政上の大きな問題ではないのか。業者と地区の問題なのか。業者の聞き間違いなのか。

2人の事実と反する討論での否決採決。公正さはありません。ましてや議会の監視機能の強化を公約に就任した副議長のはず。これだけの問題がありながら、特別委員会設置を否決しなければならない理由はないはずです。

今こそ必要に迫られた適時適切な時、事件の真相、事実関係を徹底究明する事こそ、住民から負託を受け、二元代表制の一翼を担う我々議会の責務です。与えられた自治法の範囲の中、しっかり職責を自覚し、しがらみ、偏見、感情にとらわれることなく、公平で公正な眼で判断いただきたく、ここに原因究明に係る100条調査特別委員会設置を求めます。